

只見町子宝祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、出産を祝い、心身ともに健やかな児童の育成と、次世代を担う若者の定住化を奨励するため、子宝祝金（以下「祝金」という。）の支給を行い、家庭における生活の安定と活力ある地域づくりを進め、もって過疎対策の一助に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは20歳未満の障がい者又は22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある学生で、父又は母の前配偶者等との間に生れた子で生計を一にしている子及び養子を含む。
- (2) 養育 父母等が現に児童を監護し、かつ、生計を維持していることをいう。
- (3) 障がい者 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者
 - イ 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸又は免疫の機能障害を有する者に限る。）の者
 - ウ 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害程度等級が1級又は2級の者
- (4) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、高等専門学校若しくは専修学校に在学する者又はこれらに相当すると町長が認める学校に在学する者
- (5) 第2子 現に1人の児童を養育し、その次に出生する子
- (6) 第3子以降 現に2人以上の児童を養育し、その次に出生する子

(祝金の額)

第3条 祝金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第1子 10万円
- (2) 第2子 20万円
- (3) 第3子以降 30万円

(支給要件)

第4条 祝金は、只見町に住所を有し次の各項に定める支給要件に該当する場合、養育する父又母（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。

- (1) 前条第1号の支給を受ける者は、出産後1年以上引き続き居住する意思のある者
- (2) 前条第2号の支給を受ける者は、出産前1年以上住所を有し、かつ、出産後2年以上引き続き居住する意思のある者、又は出産後3年以上引き続き居住する意思のある者
- (3) 前条第3号の支給を受ける者は、出産前2年以上住所を有し、かつ、出産後3年以上引き続き居住する意思のある者、又は出産後5年以上引き続き居住する意思のある者

(申請及び認定)

第5条 前条に規定する支給要件に該当する者が祝金の支給を受けようとするときは、子宝祝金支給認定申請書（様式第1号）に戸籍謄本及び次の各号に該当する場合は必要な書類を添えて町長に提出し、その給付について認定を受けなければならない。

- (1) 養育する児童のうち、只見町以外に住所を有する児童があるときは、当該児童の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 養育する児童のうち、受給権者と同居しない学生がある場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 養育する児童のうち、障がい者があるときは、当該障がい者に該当することを明らかにすることができる書類

2 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、その申請を適正と認

めたときは子宝祝金支給認定通知書（様式第2号）により、申請を却下するときは子宝祝金支給認定申請却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支給）

第6条 祝金は、認定を決定した日から30日以内に支給する。ただし、町税その他町に納付しなければならない保険料等に未納がある場合は、未納となっている保険料等に充当し、残金を支給するものとする。

2 町長は、祝金を支給した場合は子宝祝金受給者台帳（様式第4号）に記載し、整理保管しておくものとする。

（祝金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により祝金を受給したとき、又は第4条各号に定める支給要件に該当しなくなったときは、支給額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長は、特別な理由があると認めるときは、祝金の返還を免除することができる。

2 町長は、前項の規定により祝金の全部又は一部を返還させる場合は、子宝祝金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて命ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 只見町子宝祝金支給要綱（昭和61年4月1日要綱第1号）は廃止する。ただし、平成26年3月31日までに出産した者が行う申請については、なお従前の例による。

年 月 日

只見町長 様

申請者 住 所 只見町大字 字 番地
氏 名 印

子宝祝金支給認定申請書

只見町子宝祝金支給要綱第5条の規定により、子宝祝金の支給認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

出生児	ふりがな			生 年 月 日		性 別	
	氏 名			年 月 日		男 ・ 女	
世帯構成	氏 名	性別	生年月日		年齢	続柄	
						父	
						母	
振込口座	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義		
※町確認欄	出生届出年月日		年 月 日				
	住民となった日		年 月 日				

※添付書類 戸籍謄本

住民基本台帳閲覧の承認

只見町子宝祝金支給審査のために、住民基本台帳を閲覧することについて承認します。

年 月 日

住 所 只見町大字 字
氏 名 印

誓 約 書

住 所 只見町大字 字 番地

氏 名 _____ 印

私は、只見町子宝祝金支給要綱の目的を尊重し、将来とも只見町に居住する意思を持ち、町の発展に努力します。

万一、只見町子宝祝金支給要綱第4条の支給要件に該当しなくなった場合は、祝金の全部又は一部の返還を命ぜられても異議ありません。

只見町子宝祝金支給要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、出産を祝い、心身ともに健やかな児童の育成と、次世代を担う若者の定住化を奨励するため、子宝祝金（以下「祝金」という。）の支給を行い、家庭における生活の安定と活力ある地域づくりを進め、もって過疎対策の一助に寄与することを目的とする。

第2条 省略

（祝金の額）

第3条 祝金は、次の各号に掲げる額とする。

- （1） 第1子 10万円
- （2） 第2子 20万円
- （3） 第3子以降 30万円

（支給要件）

第4条 祝金は、只見町に住所を有し次の各項に定める支給要件に該当する場合、養育する父又母（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。

- （1） 前条第1号の支給を受ける者は、出産後1年以上引き続き居住する意思のある者
- （2） 前条第2号の支給を受ける者は、出産前1年以上住所を有し、かつ、出産後2年以上引き続き居住する意思のある者、又は出産後3年以上引き続き居住する意思のある者
- （3） 前条第3号の支給を受ける者は、出産前2年以上住所を有し、かつ、出産後3年以上引き続き居住する意思のある者、又は出産後5年以上引き続き居住する意思のある者

以下省略

番 号
年 月 日

様

只見町長



子 宝 祝 金 支 給 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました子宝祝金につきましては、只見町子宝祝金支給要綱第 3 条に該当すると認められますので、同要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

子宝祝金支給決定額 円

番 号
年 月 日

様

只見町長



子宝祝金支給認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました子宝祝金につきましては、支給対象者と認められませんので、只見町子宝祝金支給要綱第5条第2項の規定により、次の理由で却下しましたので通知します。

却下理由

様式第4号（第6条関係）

子 宝 祝 金 支 給 台 帳

番号	申請年月日	申請者の住所		対象児童名	出生児の順位	支給年月日	備 考
		申請者の氏名	住民登録日	生 年 月 日	支 給 金 額		
	年	大字 字			第 子	年	
	月 日		年 月 日	年 月 日	円		
	年	大字 字			第 子	年	
	月 日		年 月 日	年 月 日	円		
	年	大字 字			第 子	年	
	月 日		年 月 日	年 月 日	円		
	年	大字 字			第 子	年	
	月 日		年 月 日	年 月 日	円		
	年	大字 字			第 子	年	
	月 日		年 月 日	年 月 日	円		
	年	大字 字			第 子	年	
	月 日		年 月 日	年 月 日	円		
	年	大字 字			第 子	年	
			年 月 日	年 月 日	円		
			年 月 日	年 月 日	円		
	月 日		年 月 日	年 月 日	円	月 日	